

全青税代議員総会盛況裡に終る



昭和45年7月19日熱海市「ニューフジヤホテル」において全国青年税連熱海大会（第三回定時代議員総会）が開催された。



発行所
全国青年税理士連盟

東京都目黒区碑文谷
1-19-13(03)(716)5382
(税理士村田昭事務所)
編集兼発行人 秋田 清光

京都大会、岐阜大会に引き続き、
熱海ニューフジヤホテルに於て第
三回定時代議員総会が開かれた。

今年は代表幹事を始め、新設の

組織部の努力により個人会員九十
一名の加入があり、この熱海大会

には九名の参加をみて、文字通り
全国の青年税理士百数十名出席の

もとに、横山代議士、溝田日税連
会長、北川名古屋会々長、広瀬大
阪会専務理事、高野東海会々長、
天野日税連専務理事、関本東京会
副会長、福島東海会熱海部会長、
柳全国専税協会会長、村山、藤婦税
連代表等多数のご来賓を迎えて、
定刻香山君（東京）の司会により

開会された。司会者から開会に先
立ち、本日出席の個人会員全員を

代議員として出席を認めたとの

緊急動議がなされ満場一致で承認

されそれぞれ紹介の後議事に入っ
た。先づ桑原大会実行委員長の開

会のことば、村田代表幹事の挨拶

があり、次いで議長団に寺沢（東

京）田中（大阪）西尾（名古屋）

の三君が選出され議案の審議に入
った。

商法改悪案の国会上程阻止の
ため、われわれ青年税理士は、
その先頭に立とう。

商法改悪案の国会上程阻止の
ため、われわれ青年税理士は、
その先頭に立とう。

税理士法改正に、われわれ青
年税理士の総意を反映させよ
う。

一、昭和四四年度事業報告の件

（吉富副代表幹事一括提案）

二、昭和四四年度収支決算並びに
財産目録承認の件

（安井総務部長提案）

三、昭和四四年度会計監査報告の
件

（山神監事報告）

四、規約一部改正の件

（松本副代表幹事提案）

五、昭和四五年度事業計画案承認
の件

（桑原副代表幹事一括提案）

六、昭和四五年度收支予算案承認
の件

（安井総務部長提案）

以上各号議案は活潑な討論ののち
いづれも原案通り承認可決された

七、役員改選

選考委員は九名選ばれ、平山委

員長より選考結果が発表され、新
役員が別掲のとおり決定した。

ついで、志水君（大阪）より本
大会の名において「大会宣言」決
議の提案があり次の宣言文を朗誦

の後万場一致をもって採択され
た。

大會宣言

全國青年税理士連盟は、代議員
総会の名において次のとおり宣言
する。

その後、懇親会が持たれ、翌日
二十日は厚生部主催のリクリエー
ーションが行なわれた。

青年税理士の

総意を結集して

代表幹事 村田 昭



全国青税連

連は四年目

を迎へ、前
年度の種極
的な実績を
バックに、

大きく飛躍する時期がきました。

この時に、再び代表幹事の重責
を負うことになり、あらためてそ
の任の重大さを感じます。

前年同様、全員会のご協力とご
支援を切望する次第です。

これはありませんが、青年の特性
である責任ある批判精神をもち、
創造的能力と積極的な言動力を基
幹として今年度も進みます。

我々は無責任な批判はするべき
でなく、責任ある態度を保持しな
がら、税理士会の発展の為に、勇
気をもつて批判し、建設的な提言
をします。全国青税連という大き
な組織に全国の青年税理士の声と
力を集約して、主体的判断によっ
て、諸々の問題解決に全力をつく
す覚悟です。

本年度は前年度以上に組織的發
展の為に会務運営を行いますが、
なんといっても、組織拡大活動に
は全精力を投入します。先般の代
議員総会で規約の一部改正案が通
過し、個人加入会員の声が反映さ
れてやすくなりましたが、一人で
多くの意見を求める為にも、努
力しなければなりません。

現在、約一一〇名の個人加入会
員を擁していますが、今年度に二
〇〇名を努力目標として全国各地
に加入呼びかけをします。前年度
から適任者に「組織拡大推進委
員」を委嘱し、本部と一体となっ
て、両面作戦で拡大運動をし、反
面、現地に出向して、地元の青年
税理士と対話をし、「何故に青年
税理士が動かなければならないの
か」について訴えたいと思いま
す。息の長い忍耐のいる運動です
が、この地味な活動なくして、組
織拡大は出来ません。同じ会員で
も、青年であるからには、寝てい
る会員よりも、「意識をもった会
員」がほしいし、又、そうでなけ
れば意味がありません。つ年度は
幸いにも、四国の中高と長野の諏
訪に二つのグループが結成され、
全国青税連とバイブルを結ぶことが
出来ました。今年度も、このよう
な地元でのグループ結成に協力し
て、この方面にも努力します。個
人加入会員を増やしつつ、グル
ープ結成を目標にするのが、大きな
活動方針です。八月初旬、九州に
出向して、青年税理士と話しあつ
てきましたが、相当の意識をもつ
て税理士をとりまく難問題に対処
している様です。私は鹿児島、熊

本、福岡、久留米の青年税理士と
会いましたが、全国青税連に目を
向けて協力しようという氣運を感じ
ました。時間をかけて、つ
とめて対話活動をつづけていけば
必ず加入して載けると思います。
前年度は三都市で地区別代議員
会を開催して、会務報告をすると
同時に、代議員の声を聞きました
が、参考になる点が多く、色々と
教えられた面もありました。今回
は定期的に「代議員ニュース」を
発行し、本部の動きを詳細に伝達
し、代議員に活動状況をよく理解
してもらい、批判の材料をつくり
ます。これと平行的に、地区別代
議員会を開催し、代議員の意見を
会務執行の途中に於て。とりいれ
代議員制度の実効化をはかります
会報とは内容の異なる二つの「代
議員ニュース」として、これは、個人加入会
員にも送付することにしています
規約改正で個人加入会員は、い
わゆる潜在的な代議員となりま
したので送付するのです。

この様な活動を通じて、商法改
悪問題・税理士法改正問題に取り
組みますが、特に商法改悪問題は
急を要する事です。そこで第二回
の総決起大会を計画し、再び青年
の怒りを爆発させたいし。税理士
会は使命感にもえ、色々と
じりました。時間かけて、つ
とめて対話活動をつづけていけば
必ず加入して載けると思います。
前年度は三都市で地区別代議員
会を開催して、会務報告をすると
同時に、代議員の声を聞きました
が、参考になる点が多く、色々と
教えられた面もありました。今回
は定期的に「代議員ニュース」を
発行し、本部の動きを詳細に伝達
し、代議員に活動状況をよく理解
してもらい、批判の材料をつくり
ます。これと平行的に、地区別代
議員会を開催し、代議員の意見を
会務執行の途中に於て。とりいれ
代議員制度の実効化をはかります
会報とは内容の異なる二つの「代
議員ニュース」として、これは、個人加入会
員にも送付することにしています
規約改正で個人加入会員は、い
わゆる潜在的な代議員となりま
したので送付するのです。

今や、全国青税連として解決し
なければならない問題が山積して
います。どの問題をとり上げても
執行部の努力のみでは、どうする
ことも出来ないのです。全会員の
総意と総力の結集こそが先決では
ないでしょうか。
全国青税連の言動に充分注意
し、地方の会員は両面作戦で税理
士の為の、納税者の為の税理士制
度確立に前進したいと思います。
全員会のご支援をお願いしつ
つをおきます。

主張

な考え方によつたもの
に代議員諸兄の脚本的
計画案が殆んど、完全

去る七月十九日、わが全国青年税理士連盟第三回代議員総会も熱海大会に於いて無事終了することができた。昨年度の事業報告、収支計算も満場一致承認され、新執行部も新事業計画に基いて懸々スタートを切った訳であるが、今後より建設的な意見をこれから前途に反映させるべきであろう。

このたびの代議員総会では、旧執行部の過去の善政の賜物か、或いは新事業の連盟運営はいかにあるべきか。会員諸兄の個々の現実的な問題として、意識を高め、研修を重ねての連盟運営はいかにあるべきか。

全国青年税連に反映させよう

ついては代議員諸兄、引いては会員の個人々々全員が大いに反省すべきではなかろうか。

わが連盟の行手は難問山積、前途に多難である。

連盟運営に明示せる三つの大目

会員の建設的意見を

全国青税連に反映させよう

全国青税連		第二回シンボジウム	
日時	十一月十四日(土)	日時	十一月十四日(土)
場所	東京税理士会館	場所	東京税理士会館
テーマ	「租税法律主義」と税理士の使命」	テーマ	「租税法律主義」と税理士の使命」



お頼い致します。
会員の皆さんの多数の御参加を
くりひろげます。

申入れ書

昭和45年9月15日

日本税理士会連合会

会長 溝田澄人殿

全国青年税理士連盟
代表幹事 村田昭

☆申入れ書☆

全国青年税理士連盟は本年度第2回の幹事会を名古屋税理士会館で開催し、下記の事項について貴会に申し入れることを決議しましたので、よろしくお願ひ申し上げます。

(1)「税理士法改正に関する第一次試案」にする各会の意見書提出期限について。

日連45第353号(業第57号)昭和45年8月26日付文書にて、各会の意見書提出期限は昭和45年10月15日となっていますが、同上の文書にある通り「税理士法の改正は業界の命運をかけた至上命題であり、これがためには全会員の総意を結集するとともに、その合意を必要とします」ので、10月25日期限では、日程の関係上万全を期することは至難と思います。又、目下、日税連を中心に各税理士会の協力のもと商法改正案の国会上程阻止に全力をあげている時期を考えた場合、商法問題が急務と思いますので期限の再延長を申し入れます。

なお、提出期限は、各税理士会の自主性を尊重して、決定すべきものと思います。

(2)国税局指導による「申告書検討表」(税務監査報告書)提出の動きに関して。

全国各地の国税局の指導のもとに、「申告書検討表」即ち税務監査報告書に類似するような申告内容検討表を提出する動きが現実化していますが、税理士会内部には、いわゆる税務監査について賛否両論ある現在、このような「申告書検討表」提出の動きは、好ましいものではありません。よって、早急に、貴会は国税庁に対して中止するように申し入れると同時に、各税理士会にも中止することを指示すべきと思います。

以上

代議員ニースの発行と

文書発送の迅速化

総務部長 増田昌弘

前年度は厚生部長を私なりに努力し会員諸兄のご協力を得て大過なく一年間務めてまいりましたが本年度は総務部長という大任を仰せつかり光榮であると同時に責任の重大さを痛感する次第です。

全国青年税理士連盟も四年目を迎え、東京、大阪、名古屋の団体加盟のほか北は北海道から南は九州迄全国各地より青年税理士が加入し、個人加入会員も百名余となりよいよ基礎固めの段階から軌道にのせる段階に入ったと思う。故に親睦と研究を通じてより一層組織拡大を計り税理士会の中枢として青年税理士の意向を税理士会に反映させて税理士制度の発展強化に努めなければならぬと考へます。

そこで総務部としてまず最初に行なわなければならない事は、幹事及び代議員の名簿でございますが今迄よりも充実した名簿作成を考えております。又総務部は非常事、代議員及び個人加入会員の宛名カードの作成をし、迅速に発送

関係の処理をして行きたいと考えております。尚会員と直結した幹事会として会員の声を会務運営に反映せんために、幹事会の動向、空気、会務運営に関する事項等を集録した代議員ニースなるものを新たに発行し代議員の方々に述べたる開催をより一層充実させたいと

以上総務部の仕事は事務的な事が多く私も厚生部長の経験を生かし頑張りますが何卒よろしく御支

(3)潜在会員名簿の作成
未入会員の名簿と、宛名カードも合わせて作成します。
(4)しおりの改訂版の発行
現在のしおりを多少改訂して刷了したいと思います。
(5)文書活動

(6)PR活動
文書活動だけでは、盛り上らないので各地に出向してPR活動を行ないたいと思います。
(7)組織拡大委員会の設置
個人加入会員から百名程度を委員として委嘱して、組織拡大活動を行なう。
(8)写真集・八ミリ、テープ等によつてPRする。

組織拡大委員の活動により

個人加盟二百名獲得を目指
組織部長 萩野弘康

本年は東京が組織部長を担当す

る事になりました。

(1)個人加入会員を二百名増加させ

る事

たいと思います。

幹事に成了たとたんに仰せつかり

る事

あります。

真に恐縮をしている次第です。

今迄、大青税及び、大青税京都

支部の幹事を、勤めてきましたが

担当部署として、厚生部は初めて

の事で、要領も解りませんが、精

一杯の努力を到す所存ですので、

会員諸兄の御協力を、偏に、お願

いいたします。厚生部は、規約に

もうたわれている様に、『会員相

互の親睦』を担当するわけで、懇

親会、野球大会の開催はもとよ

り、同好会俱楽部の運営を通じ

尚、同好会も此の機会に、俱楽部

の行事を行なう予定です。

厚生部長 片岡昭夫

大、発展強化に寄与すべく、事業計画を立案しております。

ます、第三回野球大会ですが、

今年は、秋に日税連の野球大会が

催されますので、この日程と重さ

ならない時期に、大阪地区にて開

催を予定しております。

この詳細につきましては実行委

員会を設け検討の上、決まり次第

に発表致します。

次いで、定時代議員総会が開か

れます来年七月に、総会に引続き

まして、懇親会を催します。

尚、同好会も此の機会に、俱楽部

の行事を行なう予定です。

時間、労力、経費にも限りがありますが、出来るだけの努力をしたいと思います。

組織部の目標を掲げて、役員並びに会員諸兄の御協力お願いし

(2)個人加入会員のグループ化及びグループ加入

その当面の目標として二〇〇名

程度の加入を考えているわけです

税を知つて貰い、一人でも多くの

加入者を得たいと思います。

そのためには山積しております。

これらの税理士諸兄に、全国青

年青税は、組織的にも未成熟

行なわなければならない事は、幹

事及び代議員の名簿でございます。

が今迄よりも充実した名簿作成を

考えております。又総務部は非常

事、代議員及び個人加入会員の宛

名カードの作成をし、迅速に発送

びに会員諸兄の御協力お願いし

ます。

組織部の目標を掲げて、役員並

びに個人加入の会員がある程度の人

数になつたらグループ化を考えた

て、親睦を一、連盟の組織拡

大、發展強化に寄与すべく、事業

計画を立案しております。

まず、第三回野球大会ですが、

今年は、秋に日税連の野球大会が

催されますので、この日程と重さ

ならない時期に、大阪地区にて開

催を予定しております。

この詳細につきましては実行委

員会を設け検討の上、決まり次第

に発表致します。

次いで、定時代議員総会が開か

れます来年七月に、総会に引続き

まして、懇親会を催します。

尚、同好会も此の機会に、俱楽部

の行事を行なう予定です。

事業年度中に数回の文書活動を行ないたいと思います。

全国に散在する青年グループで

当連盟の趣旨に賛同するもののグ

ループ加入も実現したいと思いま

す。

(6)PR活動

文書活動だけでは、盛り上ら

ないで各地に出向してPR活動を

行ないたいと思います。

(7)組織拡大委員会の設置

個人加入会員から百名程度を委

員として委嘱して、組織拡大活動

を行なう。

(8)写真集・八ミリ、テープ等によつてPRする。

これらの会合は、全国より青年税理士が、一堂に会する唯一の、機会ですので、より多くの会員の参加を頂きます様、腕によりをかけて、企画を立てる所存です。

同好会俱楽部の運営についてであります。前回の厚生部の手によつて、規約も作られ、麻雀、ゴルフ、旅行の三つの俱楽部が、熱海

大会より、活動してます。
今年度は、第二次、第三次として釣、カメラ、囲碁、将棋、ボーリング、野球等の俱楽部をも、設け度く、企画致しておりますが、単位会の行事、活動状況等との関連もあり、まず、釣俱楽部より、発足する様に考えております。

歩むもの同志、互に顔を合わす機会も少ないので、地理的な条件はありませんが、こそって、同好会への御賛同と、入会を頂きます様に、又、組織地区の会員諸兄も、各単位会に厚生事業がありますが、青年税理士、一丸となつて全国青年税連の発展を図る上に多くの協力と参加を希望します。

各部担当事業計画

第一回 幹事会開かる

本年度第1回幹事会を8月2日

色は経理部の新設と組織部の増員強化にある。

幹事名の出席があり、村田代表幹事の議長により次の議題を審議、6時盛会裡に閉会し、懇親会に移つた。

担当部署の決定

過般の第三回定期議員総会にて決定した各役員の担当部署を別掲の通り決定した。本年度の特

7月1日現在の各位会の会員数により、東京23名、名古屋16名、大阪28名計67名の定員において各単位会から選任し決定した。前年度に比して、会員数の増加により9名の増員となり、前年度どおり地元映することを意図している。

（伊藤雅夫） ◇その他
紛糾決算防止の具体策に関する意見書作成の件が、代表幹事から提案され、提出時期は未定とするも各単位会において研究することと定した。

◇各部事業計画の決定
代表幹事は、本年度の基本方針としては、おおむね前年度を踏襲することとするが、実績に照して各部の改善留意事項を述べ、個別に提案がなされた。各部は部会を開催し、審議の後幹事会に報告され承認可決された。追って年間計画表は総務部において作成の上、各幹事に通知することに決定した。

総額決算防止の具体策に関する意見書作成の件が、代表幹事からも各単位会において研究することが決定した。

(伊藤雅夫)

全 國 青 稅 連 役 員 一 覧

全國青年税理士連盟											
役職名	氏名	所属会	二川和良	大阪	吉原啓一	東京	吉原啓一	東京	吉原啓一	東京	吉原啓一
代表幹事	村田昭	東京屋	西尾正和	名古屋	大野真一	名古屋	大野真一	名古屋	大野真一	名古屋	大野真一
副代表幹事	各務重則	名古屋	久保田秀雄	神奈川	広報部長	秋田清光	名古屋	名古屋	名古屋	名古屋	名古屋
"	南富蔵	大阪	浜今朝男	訪知	同副部長	伊藤俊春	大東	大東	大東	大東	大東
"	寺沢隼人	東京	小笠原長男	高知	"	渡辺克巳	佐茂慶治	佐茂慶治	佐茂慶治	佐茂慶治	佐茂慶治
総務部長	増田昌弘	東京	研究部長	大西耕三郎	大阪	同幹事	香山磐根	香山磐根	香山磐根	香山磐根	香山磐根
同副部長	伊藤雅夫	大阪	同副部長	岩田克夫	京都	"	市原稔	市原稔	市原稔	市原稔	市原稔
"	杉浦正康	名古屋	"	岩付一男	名古屋	"	土橋高	土橋高	土橋高	土橋高	土橋高
同幹事	湖東京至	東京	研究部幹事	志岐昭敏	東京	経理部長	安井徳次	安井徳次	安井徳次	安井徳次	安井徳次
"	吉富六石	名古屋	"	真田新之助	名古屋	同副部長	一境昇	一境昇	一境昇	一境昇	一境昇
"	山口健	大阪	"	村中平治	大阪	"	山神信	山神信	山神信	山神信	山神信
組織部長	荻野弘康	東京	厚生部長	片岡昭夫	大阪	会計監事	生山一勉	生山一勉	生山一勉	生山一勉	生山一勉
同副部長	奥田普士	名古屋	同副部長	円角陽生	名古屋	"	布目	布目	布目	布目	布目
"	志水源司	大阪	"	中村昌夫	京都	"	"	"	"	"	"
同幹事	押久保晋	東京	同幹事	矢野巖	大阪	"	"	"	"	"	"

正 改

税理士法第四章に 対する一考察

名古屋　奥田新之助

はじめに

吾々税理士が、日常業務の法的基盤として遵守すべき税理士法について、今日種々論議されていることは誠に意義あることと言わねばならない。そして吾々が真に適正な租税正義実現のための先駆者たるを自覚するとき、この税理士法第四章に言う「税理士の権利及び義務」の各項について多くの疑問を感じるので、若干の私見を述べさせて頂く次第である。大方の叱正と御批判が頂ければ幸である。

権利と義務について
先ず感することは、「税理士の権利義務」とあっても、実質的には殆んどが義務のみであつて正に之が吾々の権利だとい得るものを見当らないことである。第三十条の代理権限の明示に始り第四十一条の業務の停止に至る一連の規定は、吾々に対しても「ならない」

すくめ抱束的な内容に終始していることに気付くものである。只権利と認められるものは三十条の書面提出の場合の事前の通知を定めた第三十四条と第三十三条の二を定めた第三十五条の1及2のみであつてこれすらも、制約が可成り厳である姿を知るとき、第四章は単に「税理士の義務」と規定されてしかるべきと感する程である。然守るべき限度として了解は出来ないにしても、一応吾々が当然の義務として当然に守らねばならぬものであり税理士法にある一連の義務規定も内容に於ては全てを納得思ふが如何。

法30条法33条について

税務代理権限明示の「十一条を

すくめ抱束的な内容に終始して

いることに気付くものである。只権利と認められるものは三十条の書面提出の場合の事前の通知を定めた第三十四条と第三十三条の二を定めた第三十五条の1及2のみであつてこれすらも、制約が可成り厳である姿を知るとき、第四章は単に「税理士の義務」と規定されてしかるべきと感する程である。然守るべき限度として了解は出来ないにしても、一応吾々が当然の義務として当然に守らねばならぬものであり税理士法にある一連の義務規定も内容に於ては全てを納得思ふが如何。

乙」として当該税理士の署名押印をすれば足るはずである。税理士の行為を税務代理として評価しようとする限り、税理士の署名押印こそ法的に不可欠であつて、むしろ納税者の署名押印の有無はが、單に申告書の計算、提出といふことを示すに他ならない。何となれば、税務代理が、法第二条の1に「申告、申請……中略……につき代理すること」とありその代理と代理すること」ととて民法上の任意代理の一形態である筈であるから、納税者に代つて税理士が申告を行ひ得るものとある筈であるから、税務代理の委任は、申告書には、税務代理の委任をうけた税理士は、自らの署名捺印をこそすべきであつて、納税者の署名捺印は不要であり、それでも且つ納税者の意志決定は、相手方たる、税務官庁に当然に伝わると解すべきではなかろうか。このことは、税法学154号に日大教授の北野弘久先生が誌しておられるが、先生は、法33条の1項の税理士の署名捺印の義務にも言及して、「もし税理士が真に納税者の代理人としてのつとめを果たして独立して税務代理行為を行なうのであれば申告書類には「納税者甲、右代理人税理士人として独立して税務代理行為を行なうのであれば申告書類には「納税者甲、右代理人税理士

守つて今届出をしたとしよう。それに依つて、私は納税者某の税務代理人であるということを税務官に通知したとしても、申告書に納税者自らの署名捺印を求めている現行法の形は、この税務代理が、單に申告書の計算、提出といふことを示すに他ならない。何となれば、税務代理が、法第二条の1に「申告、申請……中略……につき代理すること」ととて民法上の任意代理の一形態である筈であるから、税務代理の委任は、申告書には、税務代理の委任をうけた税理士は、自らの署名捺印をこそすべきであつて、納税者の署名捺印は不要であり、それでも且つ納税者の意志決定は、相手方たる、税務官庁に当然に伝わると解すべきではなかろうか。このことは、税法学154号に日大教授の北野弘久先生が誌しておられるが、先生は、法33条の1項の税理士の署名捺印の義務にも言及して、「もし税理士が真に納税者の代理人としてのつとめを果たして独立して税務代理行為を行なうのであれば申告書類には「納税者甲、右代理人税理士人として独立して税務代理行為を行なうのであれば申告書類には「納税者甲、右代理人税理士

計算事項の検討、申告書作成を行なうにあたり、タッチした事項を

大蔵省令に基く書式に依り記載し

た書面を添附することが出来ると

して、それを実行した税理士には更正決算等を行なう前に、その意

見を求める機会を与えるべきであ

らないと定めている。忠佐一氏は

この35条规定について忠

佐一氏は、「税務代理をする場合

に申告、申請……中略……につき

代理すること」とありその代理と

代理すること」ととて民法上の任意代理の一形態である筈であるから、税務代理の委任は、申告書には、税務代理の委任をうけた税理士は、自らの署名捺印をこそすべきであつて、納税者の署名捺印は不要であり、それでも且つ納税者の意志決定は、相手方たる、税務官庁に当然に伝わると解すべきではなかろうか。このことは、税法学154号に日大教授の北野弘久先生が誌しておられるが、先生は、法33条の1項の税理士の署名捺印の義務にも言及して、「もし税理士が真に納税者の代理人としてのつとめを果たして独立して税務代理行為を行なうのであれば申告書類には「納税者甲、右代理人税理士人として独立して税務代理行為を行なうのであれば申告書類には「納税者甲、右代理人税理士

33条書面添附の効果

法規定中、一応最大の権利と見られる法35条の意見聴取の規定は周知の如く、第33条2項の書面添附を大前提としている。税理士が税務代理を行なうために、弁護士が、法廷に立つ前に行なう資料収集、整理に、た会計計算、税務

税理士の行為を影響を及ぼさないものとすべきである。しかしながら、この33条规定について忠佐一氏は、税務代理をする場合に申告、申請……中略……につき代理すること」ととて民法上の任意代理の一形態である筈であるから、税務代理の委任は、申告書には、税務代理の委任をうけた税理士は、自らの署名捺印をこそすべきであつて、納税者の署名捺印は不要であり、それでも且つ納税者の意志決定は、相手方たる、税務官庁に当然に伝わると解すべきではなかろうか。このことは、税法学154号に日大教授の北野弘久先生が誌しておられるが、先生は、法33条の1項の税理士の署名捺印の義務にも言及して、「もし税理士が真に納税者の代理人としてのつとめを果たして独立して税務代理行為を行なうのであれば申告書類には「納税者甲、右代理人税理士人として独立して税務代理行為を行なうのであれば申告書類には「納税者甲、右代理人税理士

計算事項の検討、申告書作成を行

なうにあたり、タッチした事項を

大蔵省令に基く書式に依り記載し

た書面を添附することが出来ると

して、それを実行した税理士には更正決算等を行なう前に、その意

見を求める機会を与えるべきであ

らないと定めている。忠佐一氏は

この35条规定について忠

佐一氏は、「税務代理をする場合

に申告、申請……中略……につき

代理すること」とありその代理と

代理すること」ととて民法上の任意代理の一形態である筈であるから、税務代理の委任は、申告書には、税務代理の委任をうけた税理士は、自らの署名捺印をこそすべきであつて、納税者の署名捺印は不要であり、それでも且つ納税者の意志決定は、相手方たる、税務官庁に当然に伝わると解すべきではなかろうか。このことは、税法学154号に日大教授の北野弘久先生が誌しておられるが、先生は、法33条の1項の税理士の署名捺印の義務にも言及して、「もし税理士が真に納税者の代理人としてのつとめを果たして独立して税務代理行為を行なうのであれば申告書類には「納税者甲、右代理人税理士人として独立して税務代理行為を行なうのであれば申告書類には「納税者甲、右代理人税理士

正 改 法

税理士の使命

「我々の使命」

我国憲法の前文に「そもそも国政は、国民の嚴肅な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は、国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する」とし国民による、国民の為の国民の政治、を表明し、尚「これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する」と宣言している。かかる民主制は、日本国憲法の採用する。もつとも重要な基本的原理であり、かくたる民主制の実現を目的として統治の機構は、司法、行政、立法の三権分立主義を探り、主権在民の具体的実現を、可能ならしめようとしている。これは、納税者に於て、例外であるはずもなく、税務の管理であり、統治の機構上脱税の管理は勿論の事なら、税法の限界を越える。恣意的課税は許され

るべきではない。

しかし、高度に発展した資本主義による権利救済手段の曖昧さ（この度、国税通則法の一部改正に伴う、国税不服審判所の発足により、この問題の解決されることを期待する）は、当然にして、税法上の専門家を必要とし、更に税理士制度のあり方が民主制に於ける、適正なる税務行政の成否を左右するものである。しかし、現行税理士法は如何、その第一条は「税理士の職責」として「税理士は、中正な立場において……」と規定しているが、これは現実的には、一方的に調査官の調査に協力し、その意味に於ける恣意性の実現、即ち、税務行政官庁の補助的機関としての機能を要求されることになり、これは、税理士法第五章の「税理士の責任」という表題の規定でもつてする、行政官庁

の税理士に対する監督権ないしは懲戒処分権で、民主制を否定した国家統制という行政官庁の考え方を如実に表現したものであり、日常の税務行政官吏の態度にも現われるのである。この様にして、現行税理士法は基本的に、その制度の民主制を否定したものであるとしか考えることが出来ない。ここに於て、我々は、税理士制度の常識化、即ち、民主化の為には、税理士法上に於て、最低要件として、次の事項は実現すべきである。

資本主義の高度化の為、複雑化された税法でもって、適正な納稅義務の実現と、課税の領域における、国民の財産権の保証を実現する手段としては、先づ、納税者の意志が、税法の適用の段階に於て、正しく表示されることの実現が必要であろう。尚、勿論、かかる理由に於て、税法の専門家としての代理人（税理士）の能力の最低基準を判断すべき試験制度は、その内容に於て、著しく、隔差のある特別試験制度の存する事は、納税者の意志表示を正しく表現することになり、これは、税理士法第五章の「税理士の責任」という表題の規定でもつてする、行政官庁

ことは、言へたないであろう。しかるに、かかる制度は廃止すべきで、更に、納税者の意志表示を如実に表現したものであり、日常の税務行政官吏の態度にも現われるのである。この様にして、税理士が、国税厅長官の監督権、懲戒処分権でもつて、その自主権を奪われているという事は、実質的には、行政権の越権行為でもつて、納税者の基本的人権までも侵害しているものに他ならない。

以上の如くにして、税法上の、納税者の権利の擁護は、税理士制度のあり方によつて、左右されるものである。

従つて、「自主的税理士制度の確立」「税理士の代理権の明確化」「特別試験の廃止」の実現があつて、初めて、我国の税務行政は、文化国家への一歩を踏み出す事ができるものである。いわんや愛國心を持つものは、この実現を使命と思うであろう。

広島青年税理士クラブ結成式



去る八月七日に広島国際ホテルにおいて青年税理士クラブが正式に発足することとなつた。これまでの同会は会則や規約もなく、自然発生的なものであった。これを発展的に解消し、当

日の出席者（27名）全員が発起人となり正式に会則も作られ結成をみた。会則の目的として、会員相互の研修、連絡、資料交換、提携、会員相互の親

（前頁より）

る、訓示規定的な姿をとっている

現状であり、その実行はあくまでも官署側の判断にまかされている。かように一般現実的な税務行政の姿が、税務官公署側の恣意に基いて行われること100%に近いものを見るとき、かかるが如き権利義務の規定では、税理士が安心して、租税正義実現の旗がしらとなれないと断ずることもやぶさかでない。

今や税理士制度の問題につき、種々論ぜられるとき、かかる傾向を排除し租税正義実現のために、

真に納税者から尊敬され、官庁側から信頼される税理士としてのき然たる姿をとり得る様な法的背景となる税理士法への検討を望んで止まないものである。

改正税理士法

その問題点の指摘

東京 渡辺克巳

四十五年七月に発表された日税連の「税理士法改正に関する第一試案」は前期日税連執行部の「わが国における税理士制度のあり方についての答申」とは異質の性、危険性を内含していると考えられる。

それは今回の第一次試案における問題点の数点にわたり指摘しうるものであるが、これまで比較的関心度の低かった「税理士法人」について全国青税連意見書修正原案作成の過程において討議され、まとめられた点を敷衍して考えてみたい。

一、定義の不正確性

今回の税理士法改正に関する第一次試案によれば「税理士法人は二名以上の税理士が無限責任社員となる。二、社員は税理士法人に専属し、

個人で税理士業務を行なえない、の二つの要件を備えたものであればその設定を認める」とされている。

税理士法人の定義は四十三年の答申において明確にされていない

かつたものが初めてこのような形で不明瞭ながら概形を顕わしたものである。しかしこの二条件のみでは税理士法人の規定には充分でなくその明確な定義づけが必要である。しかも無限責任を伴なう点はその性格上やむを得ないにしても第二点の個人としての税理士業務の否定は会計士法三十四条において「監査法人」内の会計士個人としての資格の同時肯定を勘案するとの不用意さが明らかとなる。

又根本的には税理士資格が個人に与えられ、業務自体も基本的に一身専属的性格の業務であることは従来より述べられている否定

個人以外への資格授与は現行の業務状態を認識している納税者に無用な混乱を与えるだけである。この視点より税理士個人以外に税理士の権能を与えることは贅成できない。

納税者との相互信頼関係に契約の発生があるとすれば多数の税理士の集合たる税理士法人との間にこの関係を維持し、かつ円滑なる税理士業務の進展をはかることがむづかしいと思われる。そして

この点は従来比較的関心の薄かった「税理士法人」の持つ陰された特性として銘記されねばならないと考える。

この点は従来比較的関心の薄かった「税理士法人」の持つ陰された特性として銘記されねばならないと考える。

公認会計士として何らその独立性を保持せねばならない如く二級税理士となる恐れがある。

この点は従来比較的関心の薄かった「税理士法人」の持つ陰された特性として銘記されねばならないと考える。

これはあくまでその対象の数的な混亂を与えるだけである。

これは税理士個々の研鑽と努力によるものとは考えられない。

これは税理士個々の研鑽と努力によるものとは考えられない。

三、巨大税理士法人のその他

考えられる問題点

a、青年の税理士の業務活動の範囲の制限

巨大化により税理士の対象たる定化によって促進されるその組織の巨大化こそ天下り官僚の構成する税理士法人の下に多くの下部官僚による税理士を抱えたいわゆる「巨大税理士法人」が出現し、税理士が根本理念として考へるべき

失う。

本来自由であるべき納税者の税

理士選択の自由が地域的制約及びその税務行政機関からの一種の圧

四、業務の合理化専門化は

「協業化」により満足される

一次試案の理由で述べられている税理士の業務の複雑多岐化に対する納税者の独占化が進み、競争自由の原則が破られ、比較的税理士としての経験が短かい青年の税理士の技能を發揮する場が侵されることが考へられる。又これは特別試験による税理士の乱造によつて現実に数名の税理士の協業化によりその専門的知識の養成と、事務機関の合理化を除々に行われている税理士グループの存在をみるとこの協業化により、納税者の複雑化する要求と期待に応え得ると考へる。

会員諸氏の御研究を載ぎ、その問題点の究明に協力したいと考える。

又、この中で活動をよぎなくされれる税理士も監査法人の下での会員に依頼せざるを得なくなる。

これはあくまでその対象の数的な混亂を与えるだけである。

これは税理士個々の研鑽と努力によるものとは考えられない。

これは税理士個々の研鑽と努力によるものとは考えられない。

旅行俱楽部

旅行クラブの参加者は十名。東京会員のみといふさみしさ。それでも一同は意氣揚々と、東海汽船はまゆう号の一等船客となる。早くに眠るもの、議論に花を咲かせるもの、食堂で一パイ始めるもの、テッキで汐風に吹かれるもの、まぐれ上るミニスカートに目を楽しませながら、船は、一路真夏の伊豆大島へ。

行程は、島内一周の観光めぐら山道をマイクロバスに揺られながら、まずは三原山へ。見渡すばかりの火山灰砂漠を駆馬にまたがり二時間の登山コース。オツカナビックリの初心者も、ペテラン組や案内人の指導によって、帰路はサッソウたる騎乗の若武者ぶりに、旅行クラブ改め乗馬クラブの

発会式の観あり。自然公園や波浮の港など島内一巡を終え、夕刻小涌園ホテル着。

